

令和5年度 第3回栃木地方最低賃金審議会

日 時 令和5年8月7日（月）午後4時～

場 所 宇都宮第2地方合同庁舎 5階大会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 栃木県最低賃金の改正決定について
- (2) 栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について（諮問）
- (3) その他

3 閉 会

令和5年8月7日

栃木地方最低賃金審議会
会長 杉田 明子 殿

栃木地方最低賃金審議会
栃木県最低賃金専門部会
部会長 杉田 明子

栃木県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月5日、栃木地方最低賃金審議会において付託された栃木県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の栃木県最低賃金（時間額882円）は令和3年度の栃木県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

ただし、この金額を提示するに際し、

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施することを要望する。
- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層

の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

3 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

4 価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
部会長		
すぎた あきこ 杉田 明子	きくしま たかゆき 菊嶋 貴之	いのうえ かよこ 井上 加容子
部会長代理		
くろかわ きょうこ 黒川 亨子	つむら じゅんこ 津村 淳子	すずき けんじ 鈴木 健治
おぎわら あきのぶ 荻原 明信	なかしま かずみ 中島 一実	ときにわ たけし 時庭 岳士

栃木県最低賃金

- 1 適用する地域
栃木県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 954円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和5年10月1日

栃木県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 栃木県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 882 円
- (3) 発 効 日 令和 3 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 3 年度
- (3) 生活保護水準（令和 3 年度）
生活扶助基準（第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費）の栃木県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（97,501 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると栃木県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1 箇月換算額

$$882 \text{ 円（栃木県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.816 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 125,086 \text{ 円}$$

令和 5 年 7 月 12 日付け第 2 回目安小委員会資料「生活保護と最低賃金」グラフに示された比率。

栃木県最低賃金専門部会 審議経過概要

回	開催年月日	調査審議事項
1	令和5年7月31日	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 金額改定について
2	令和5年8月3日	1 中央最低賃金審議会会長の説明動画について 2 金額改定について
3	令和5年8月7日	1 金額改定について 2 専門部会報告書(案)について